

補助対象とならない工事（例）

	工 種	参考他事業（○）及び備考（＊）
<input type="checkbox"/>	住戸改修 <input type="checkbox"/> 補助対象となるリフォーム工事以外の住戸改修工事	*省エネ化、バリアフリー化及び、居住性、耐久性、防犯性の向上とならない工事については対象となりません。
<input type="checkbox"/>	所有建物に係る事項 □ 新築、増築、改築工事	*既設住戸のリフォーム工事に限る
	□ 公共工事の施工に伴う補償工事	
	□ 所有の賃貸住宅	*申請者が居住又は居住予定の住戸に限る
	□ 店舗、事務所の改装	*申請者が居住又は居住予定の住戸に限る（併用住宅の場合は居住部分のみが対象）
	□ 耐震改修工事	○安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅耐震）建築指導課 095-829-1174 *補助対象工事との併用可能ですが、工事の区分が必要です。
	□ 解体工事	○特定空家等除去費補助金 建築指導課 095-829-1174 *補助対象工事に伴う撤去工事は対象になりませ
	□ 下水道接続工事	○水洗化補助金交付制度 上下水道局 料金サービス課 095-829-1183
<input type="checkbox"/>	備品・消耗品 □ 給湯器具の新設、交換、撤去	*給湯器・湯沸し器・風呂釜 等
	□ 電化製品の購入、設置、交換	*アンテナ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・据置型の食器洗浄機 等
	□ 調理器具の購入、設置、交換	*据置型のガスコンロや電気コンロ 等
	□ 電話、インターネット等の配線工事	
	□ 太陽光発電設備の設置、交換、移設	*屋根塗装等のための撤去・設置についても対象外
	□ 移動が可能な家具・什器の購入、設置	*工事を伴う固定式のものを除く
	□ 玄関ドアの鍵のみの取替	
<input type="checkbox"/>	防蟻清掃 □ シロアリ等の駆除及び防蟻処理	
	□ ハウスクリーニング	
	□ 配管の詰りおよび洗管（管の清掃）	
<input type="checkbox"/>	外構 □ 塀及びフェンスの塗装、改修、新設	
	□ 造園（池、植栽）などの修景工事	
	□ 門扉の改修、新設	
	□ ウッドデッキ、テラス等の改修、新設	
<input type="checkbox"/>	車庫 □ 車庫改装	
	□ カーポート及び舗装	
<input type="checkbox"/>	その他 □ 対象工事に伴う家具や機器の移動に係る費用	*エアコン屋外機も含む
	□ 現地調査や管理及び各種申請に係る費用	*事前調査費、交通誘導員、道路占用料、駐車料金 等

※ 「補助対象となるリフォーム工事」「補助対象とならない工事」共に、不明な場合は長崎市住宅政策室（095-829-1189）までお問い合わせ下さい。

※ 介護、障害についての助成については、長崎市介護保険課（095-829-1163）及び長崎市障害福祉課（095-829-1141）までお問い合わせください。